

公 告 第 3 0 号
令和 8 年 6 月 1 6 日

分任契約担当官
自衛隊熊本病院
会計課長 古賀 一

変 更 公 告

- 1 公告第 2 9 号（令和 8 年 6 月 3 日）「手術室空調設備フィルター等取替補修」の仕様書 6 役務内容および対象機器・数量内訳を下記の通り一部追加する。

設置場所・対象機器型番	部品名・型式 / 施工作業	数量	単位	備考
ロスナイ（男女更衣室） VL-130ZS2×2 台	フィルター (M36341717)	4	個	
	熱交換器 (M36150710)	2	個	

仕様書

1 件 名

手術室空調設備フィルター等取替補修

2 目 的

本仕様書は、防衛省施設内における衛生環境の維持、並びに空調機器（エアコン及びロスナイ換気装置等）の機能維持および効率的な運用を確保するため、経年劣化した各種プレフィルター、HEPA フィルター、高性能フィルター、ロスナイエレメント等の交換作業を実施することを目的とする。

3 履行場所

自衛隊熊本病院内（大手術室、小手術室、手術ホール、手術準備室、本館屋上、器材室、患者更衣室、事務室等）

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年12月18日まで

5 整備条件（資格要件）

本作業の実施にあたっては、空調機の専門的な知識・技術（1級冷凍空調機器施工技能士）を有した者を従事させること。

6 役務内容および対象機器・数量内訳

受注者は、対象施設に設置されている空調機器について、以下に定める仕様に基づく新品のフィルター等への交換に伴う取替工事、旧フィルター・洗浄廃液等の適正処理（産業廃棄物処理）を行うものとする。

設置場所・対象機器型番	部品名・型式 / 施工作業	数量	単位	備考
エアコン（大手術室） PLFY-P45CLMG1	プレフィルター (R61093500)	4	個	
	HEPA フィルター (PAC-KC71CCL)	4	個	
エアコン（小手術室） PLFY-P36CLMG1	プレフィルター (R61089500)	4	個	

設置場所・対象機器型番	部品名・型式 / 施工作業	数量	単位	備考
エアコン（小手術室） PLFY-P36CLMG1	HEPA フィルター (PAC-KC70CCL)	4	個	
エアコン（手術ホール） PLFY-P36BMG1	エアフィルター (R01E16500)	3	個	
	高性能フィルター (PAC-SH60KF)	3	個	
エアコン（手術準備室） PLFY-P56CLMG1	プレフィルター (R61093500)	1	個	
	HEPA フィルター (PAC-KC71CCL)	1	個	
ロスナイ（本館屋上） LF-100X	ロスナイエレメント (R50524712)	2	個	
	フィルター (R50522717)	4	個	
	高性能フィルター (R50299717)	2	個	
ロスナイ（手術ホール） LGH-35RX5	ロスナイエレメント (R50801722)	2	個	
	フィルター (R50534717)	4	個	
	高性能フィルター (R50633719)	2	個	
ロスナイ（手術準備室） LGH-25RX5	ロスナイエレメント (R50801718)	2	個	
	フィルター (R50803717)	4	個	
	高性能フィルター (R50633718)	2	個	
ロスナイ（器材室①②・ 患者更衣室） LGH-25CX6（3 台）	ロスナイエレメント (R50589490)	6	個	
	フィルター（給気） (R50594717)	3	個	
	フィルター（排気） (R50594718)	6	個	

設置場所・対象機器型番	部品名・型式 / 施工作業	数量	単位	備考
ロスナイ（事務室） LGH-35CX6	ロスナイエレメント (R50590491)	2	個	
	フィルター（給気） (R50594719)	2	個	
	フィルター（排気） (R50594720)	2	個	
ロスナイ（男女更衣室） VL-130ZS2×2 台	フィルター (M36341717)	4	個	
	熱交換器 (M36150710)	2	個	

7 一般事項

- (1) 本作業は、本仕様書・図面により実施するが、特記なき事項については空調機メーカーの取扱説明書による。また、現調して実施すること。
- (2) 本仕様書及び図面に記載なき事項については監督官と調整し、当然実施すべき事項は請負者の負担において実施するものとする。また、作業上軽微なもので当然必要と思われる事項についても同様とする。
- (3) 本作業中の安全確保には十分留意して現場管理を行うと共に、火災等の災害及び事故に注意する。
- (4) 隊員もしくは部外者等に損害を与えた場合又は施設等を破損した場合で、その原因が本作業に関わると認められた場合は請負者が保証及び賠償の責を負うものとする。
- (5) 本作業に伴う駐屯地及び建物への立入り、その他制限事項は当該駐屯地の諸規定に従うこと。
- (6) 本作業で使用する材料は、全て監督官の検査を受け合格した材料のみ使用する。
- (7) 本作業による発生材について、金属類は所定の調書と共に監督官に引継ぎ指定する場所へ集積する。その他は関係法令に従い請負者の責において処分すること。
- (8) 本作業の写真を撮影し提出すること。写真はカラーとし、サービス版相当の大きさとする。各箇所の着工前、施工中、作業完了後等の主要工程毎に撮影しA4版1ページにつき写真3枚ずつに整理すること。
- (9) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施するものとする。

(10) 監督官の指示する書類を提出すること。

8 特記事項

- (1) 作業終了後、試運転を実施し、漏れ等異常がないことを確認すること。
- (2) 洗浄廃液は、関係法令に基づき処分すること。また、処分する際は、E票（写）を工期内に提出すること。
- (3) 本作業に関する実施日及び時間については、事前に監督官と打ち合わせするものとする。また、作業の際は部屋全体を養生すること。（設置している医療機器含む）
- (4) 作業を施工しない時間帯原則、平日の午後5時から午前8時まで。ただし、別に定める場合はこの限りでない。